10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

事業譲渡後の売掛金債権の帰属を定めた条項が有効とされた事例：完全合意条項がなくても

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　どんな事案か：契約書に書いたのと逆の約束があったと言われた

整骨院の営業譲渡をめぐる事件です（注1）。

譲渡したのは、鍼灸・マッサージ・整骨の診療所を経営する有限会社。譲り受けたのは、柔道整復師の資格を持ち接骨院を経営していた個人です。両者は、譲渡人の代表者が高校の柔道部にいたころからの間柄で、その監督の子が譲受人でした（注2）。

整骨院の保険診療報酬は、診療を担当していた柔道整復師の名義の口座に入金されていました。保険診療報酬は、診療のあとに社会保険組合等へ請求し、その数か月後に入金されます（注2）。つまり、譲渡した後も、譲渡人が診療した分の報酬がこの口座に入ってきます。

平成15年9月25日、代金90万円で営業を譲渡する契約が結ばれ、9月30日に営業が引き渡されました。譲渡人は、同じ日に口座の残高をゼロにして、通帳・印鑑・キャッシュカードを譲受人に渡しています（注2）。

その後、譲渡人が譲受人を訴えます。10月1日以降に口座へ入る保険診療報酬のうち自分の診療による分は、入金後速やかに返還する約束だった。その特約に基づいて365万4704円を支払え、という請求です（注3）。

ところが、営業譲渡契約書の9条には、こう書いてありました。

> ・（９条）被告は、平成１５年１０月１日までに原告の営業によって生じた債務については責任を負わない。また、平成１５年１０月１日以降、預金通帳に入金された売掛債権は被告のものとする。（注4）

譲渡人の主張は、この9条は特約と抵触するが例文にすぎない、公序良俗に反して無効である、というものでした（注5）。

この契約書に完全合意条項はありません（注6）。別稿「完全合意条項の機能：交渉経緯の遮断は、自分にも効く」と別稿「完全合意条項があっても交渉経緯は考慮されるか」で見た2つの事件はいずれも完全合意条項のある契約でしたが、本件にはそれがない状態で、契約書に書いてあることと違う合意があったと主張されました。

二　裁判所は何を判断したか

請求は棄却されました（注7）。

裁判所は、特約の合意があったという主張について、まず供述を検討し、いつ、どこで、どのような方法で合意したかが具体的ではない、ほかに合意を裏付ける書面はない、としています（注8）。

そのうえで、契約書に戻ります。

> かえって、原告と被告は、平成１５年９月２５日、B宅において、本件契約書を作成し、本件契約書９条には、同年１０月１日以降、売掛債権（保険診療報酬）は被告が取得する旨が明記されているのだから、同条項は本件特約と矛盾する内容であって、原告と被告の間で本件特約を合意したと認めることは困難である。（注8）

譲渡人は、契約当日に契約書を持参されたので十分に検討できず9条を理解していなかった、と反論しました。裁判所は、譲渡人の代表者がそれまでにも接骨院の営業譲渡をして営業譲渡契約書を作成したことがあり、本件の契約書も内容的にはそれと異ならず、理解をするのに困難を伴うような難解な条項も含まれていないこと、契約書を受け取った後も9条について何ら異議を述べていないことを挙げて、理解していなかったといえるかどうかは甚だ疑問である、としています（注8）。

例文であるという主張についても、正面から答えました。

> 原告は、本件契約書９条が例文にすぎないとか、公序良俗に反して無効である旨の主張をするが、前記認定によれば、ほかの条項がすべて有効でありながら、上記９条のみ例文と解することはできないし、公序良俗に反して無効であると認めるに足りない。ほかに、本件契約書９条が無効であることを窺わせる事実は認められない。（注8）

完全合意条項がないまま、契約書の条項が口頭の特約を退けました。

三　なぜそう判断されたのか

1　書面がないことと、契約書に明記があること

判断の骨格は2段です。特約を裏付ける書面がないこと。そして、契約書に矛盾する明記があること。

前者だけなら「立証できなかった」で終わります。本件が示しているのは後者の働きです。契約書の条項は、そこに書いていない合意の存在を打ち消す方向に働きました。別稿（完全合意条項の機能）で見た完全合意条項の役割に、かなり近いことをしています。

もっとも、契約書が書いてあれば必ず勝てるわけではありません。裁判所は、他の事情も積み上げています。

2　契約書どおりに動いた事実が効いた

裁判所が重く見たのは、履行の事実です。契約書の8条は、10月1日までに店舗を明け渡し、営業用帳簿・書類・預金通帳・印鑑を引き渡すことを定めていました（注4）。譲渡人は、9月30日に口座の残高をゼロにして通帳等を渡しています（注9）。

裁判所は、8条・9条に基づいてそうしたのだから、これ以降口座に入金される保険診療報酬は譲受人が取得するものと理解することが自然かつ合理的である、としました（注8）。さらに、双方が取得すべき保険診療報酬が将来にわたってこの口座に入金されることを合意していたのであれば、9月30日にわざわざ残高をゼロにする必要はないと考えられる、とも述べています（注8）。

条項の文言に加えて、条項どおりに動いた行動が、条項の意味を固めました。逆にいえば、条項と違う運用をしていれば、この事件の結論は変わり得たということです。

譲渡人は、90万円で売って300万円を超える保険診療報酬を手放すのは経済的に不合理だとも主張しました。裁判所は、経済的に不合理だとしてもそれで特約の合意が認められるわけではないとし、譲受人は2か月だけ経営して第三者に売る予定だったから9月30日で全部清算しようとしたことは不合理でなく、その場合は代金で調整できる、としています（注8）。

3　「例文にすぎない」はなぜ通らなかったのか

契約書の条項を、当事者が真に合意した内容ではない単なる例文として扱い、効力を認めない読み方があります。定型の契約書に相手方が一方的に不利な条項が入っている場面で持ち出されるものです。

本件の裁判所は、この主張を**ほかの条項がすべて有効でありながら、9条のみ例文と解することはできない**として退けました（注8）。本件の事実関係のもとでは、ほかの条項を有効としながら9条だけを例文として扱う理由はない、という判断です。

ここでも、当事者の属性が効いています。譲渡人の代表者には同種契約の経験があり、条項は難解でもなく、受領後に異議も述べていない。別稿（完全合意条項の機能）で見た古い判決が、関与者の経験と能力を認定したうえで完全合意条項の効力を認めたのと、判断の作りが重なります。

四　この判断から契約書に持ち帰るもの

1　完全合意条項は、ゼロをイチにする条項ではない

3つの裁判例を並べると、こうなります。

事件	完全合意条項	結果
本件（東京地判平成19年7月27日）	なし	契約書の明記が、矛盾する口頭の特約の成立を否定した
東京地判平成31年2月27日（別稿・完全合意条項の機能）	あり	契約書の文言に、書いていない限定を持ち込ませなかった
名古屋地決平成19年11月12日（別稿・完全合意条項があっても交渉経緯は考慮されるか）	あり	明文の規定を重く見させ、締結の経緯や締結後の言動を検討しても明文にない合意を認めさせなかった

3件を見る限り、完全合意条項がしていることの多くは、条項がなくても契約書の明文が果たしています。条項が加えているのは、ゼロからイチではなく、確実性です。

この見方は、条項を置くかどうかの判断を変えます。完全合意条項を入れられなかったから終わり、ではありません。契約書に何が書いてあるかのほうが先に効きます。

2　それでも条項を置く意味

本件は、契約書に清算の条項があるのに、それと異なる合意があったと主張された事案です。事業譲渡後に契約と異なる主張が出てくるのを防ぐには、事業譲渡契約書に完全合意の条項を入れることも検討に値します（注10）。条項例は、次のものです。

> （完全合意）
> 第〇条　本契約は、両当事者間における最終的かつ完結した合意であり、当事者間の習慣や慣行、又は本契約と同時若しくはそれ以前の陳述、了解又は合意を証拠として、本契約と異なる内容を主張し、又は内容を補完することは認められない。（注11）

「証拠として……主張し」という書き方なので、別稿（完全合意条項の機能）で整理した2つの型のうち、証拠を制限する型に寄った条項例です。本件のように契約書と違う合意があったと主張される場面では、この型のほうが直接に効きます。

もっとも本件は、この条項がなくても請求が棄却された事案でもあります。条項を入れる交渉ができないなら、次の3・4・5を優先します。

3　条項どおりに履行する

三の2で見たとおり、条項の意味を固めたのは履行の事実でした。

契約書に書いた引渡しや切替えを、書いたとおりの日に、書いたとおりの範囲で実行する。実行した記録を残す。これは条項の起案の話ではありませんが、条項を後から支える材料になります。

逆に、条項と違う運用を続けると、条項のほうが動きます。「実際にはこう運用していた」という主張は、契約締結後のやりとりとして、契約の解釈の考慮要素に入ってきます

（別稿「完全合意条項があっても交渉経緯は考慮されるか」参照）。

4　譲渡の前後をまたぐ入金は、条項で切り分ける

本件の争いの元にあるのは、保険診療報酬が診療の数か月後に入金されるという事業の性質です（注2）。譲渡日をまたいで、譲渡人の稼働分が譲受人の口座に入ってきます。

同じ構造は、保険診療報酬に限りません。

場面	譲渡日をまたぐもの
医療・介護・調剤	保険請求分の入金
継続的役務	前受金、月額課金の日割り
卸・小売	締め日後の売掛金、返品・値引き
広告・制作	検収前の仕掛かり案件の報酬

条項で切り分けるなら、入金の時期ではなく、稼働・納品の時期を基準にする書き方があります。本件の9条は「平成15年10月1日以降、預金通帳に入金された売掛債権は被告のものとする」という入金基準でした（注4）。これは執行が簡単な反面、譲渡人の稼働分まで譲受人に移ります。それでよいのかを、代金の算定と合わせて決める必要があります。

本件では、代金90万円に対して、譲渡後に入金される保険診療報酬が3か月間で240万円、4か月間で320万円という目安が認定されています（注12）。この落差が、譲渡人が後から特約を主張した動機だと読めます。入金基準にするなら、その分を代金に織り込んでおく。稼働基準にするなら、集計と精算の方法まで条項に書く。どちらを選ぶにせよ、条項と代金はセットです。

5　「返す」と言われたら、その場で書面にする

本件の譲渡人は、譲受人が一部を返還する旨を述べたことがあると主張し、電話の会話記録を提出しました。裁判所は、事後における交渉の一部にすぎないから、返還する旨を述べたことがあったとしても、それが直ちに特約を合意していたことにはならない、としています（注8）。

録音があっても、交渉の一部では合意の証明になりません。契約書と違う扱いを相手が認めたなら、その時点で覚書にします。

なお、本件では20万円の授受について、譲渡人は報酬の一部返還だと主張し、譲受人はそうではないと主張していました（注13）。金銭が動いたことだけでは、合意の内容は決まりません。

本稿で扱わなかったこと

完全合意条項そのものの機能と型は、別稿「完全合意条項の機能」で扱っています。条項があるときに交渉経緯がどう扱われるかは、別稿「完全合意条項があっても交渉経緯は考慮されるか」です。

事業譲渡と会社分割の使い分け、譲渡対象の特定の仕方、債務の承継と免責的債務引受の関係は、本稿では扱いません。本稿は、譲渡日をまたぐ債権の帰属を定めた一つの条項に絞りました。

例文解釈そのもの（どういう場面で認められ、どういう場面で認められないか）も、本稿では、本件の裁判所が退けた理由を示すにとどめました。

参考文献等

（注1）東京地判平成19年7月27日（平成16年（ワ）第25300号、判例秘書L06233331）
（注2）前掲注1・第2の2（前提となる事実）
（注3）前掲注1・第2の1および3
（注4）前掲注1・第3の1（認定事実）に摘示された本件契約書9条
（注5）前掲注1・第2の4（原告の主張）（4）
（注6）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）判例Case25。同書は「なお、完全合意に関する条項は存在しない」としています。判決の認定事実に摘示された8条から13条にも、完全合意条項はありません
（注7）前掲注1・主文
（注8）前掲注1・第3の2（当裁判所の判断）
（注9）前掲注1・第3の1（認定事実）（4）
（注10）前掲注6・判例Case25の改善のポイント1
（注11）前掲注6・判例Case25のトラブルを防止する条項例
（注12）前掲注1・第3の1（認定事実）（7）
（注13）前掲注1・第2の4（原告の主張）（5）および第2の5（被告の主張）（4）

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/jigyo-joto-urikakekin-kizoku/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「事業譲渡後の売掛金債権の帰属を定めた条項が有効とされた事例：完全合意条項がなくても」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。